

きのくにカードローン切替ローン

令和7年12月2日現在

商品名

ふれあいカードローン証書貸付切替ローン

保証会社	・株式会社オリエントコーポレーション
融資対象者	・「ふれあいカードローン」の既契約者 ・既に新規貸出停止中の方。 ・更新時に更新拒絶または新規貸出停止になる方。 ・現在延滞中の顧客の中で、切替えにより毎月の返済が見込める方。 ・延滞は発生していないが、毎月返済額の軽減又は増額を希望する顧客で、切替えにより毎月の正常返済が見込める方。 ・(株)オリエントコーポレーションの保証がうけられる方 ・当金庫の会員たる資格を有する方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方
資金使途	ふれあいカードローンの借換資金。
融資金額	・ 10万円以上95万円以内（1万円単位） 融資実行日におけるふれあいカードローンの貸越元金ならびに未収利息金を限度とし1万円単位。「1万円未満は切捨」
融資期間	・ 7年以内（1年単位）
融資形式	・ 証書貸付
返済方法	・ 毎月元利均等返済
約定返済日	・ 毎月10日
融資利率	・ 固定金利 年12.50%（保証料含む）
遅延損害金	・ 年14.00%
担保・保証人	・ 不要
お申込時にご用意いただくもの	・ ご印鑑（普通預金お取引印） ・ ご本人さまであることを確認できる資料（以下のいずれか1つ） （1）運転免許証 （2）資格確認書 （3）パスポート（令和2年2月4日以降申請分は不可） （4）マイナンバーカード（表面のみ） *外国人の場合上記書類のほかに 在留カード・特別永住者証明書・住民票の写し

	(外国人)のうちいずれか
苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部 顧客サービス課 (9時～17時、電話：073-432-7118) までお申し出ください。
紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>*本商品はきのくに信用金庫のカードローン切替ローンです。株式会社オリエントコーポレーションは保証会社としてお客様の本商品に関わるお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p> <p>*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。</p> <p>*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。</p> <p>*きのくに信用金庫の窓口で返済額の試算ができます。</p>	